

第106回

定時株主総会招集ご通知

Print The NEXT Page!

開催
日時

平成30年6月28日(木曜日)午前10時

開催
場所

東京都北区東十条三丁目10番36号
当社本社

資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

図書印刷株式会社

証券コード 7913

目次

- 1 | 第106回定時株主総会招集ご通知
- 3 | 株主総会参考書類
 - <会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - <株主提案(第6号議案から第8号議案まで)>
 - 第6号議案 剰余金の処分の件
 - 第7号議案 任意の指名委員会及び報酬委員会の設置に係る定款変更の件
 - 第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件
- (添付書類)
- 14 | 事業報告
- 33 | 連結計算書類
- 36 | 計算書類
- 39 | 監査報告書

株 主 各 位

東京都北区東十条三丁目10番36号

図書印刷株式会社

代表取締役社長 川 田 和 照

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都北区東十条三丁目10番36号 当社本社 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none">1. 第106期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第106期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 |
| | <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）> |
| | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 取締役1名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

<株主提案(第6号議案から第8号議案まで)>

第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案 任意の指名委員会及び報酬委員会の設置に係る定款変更の件

第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

株主提案(第6号議案から第8号議案まで) についての議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案に賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 株主提案である第6号議案「剰余金の処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」の代替提案であるため、第1号議案と第6号議案は両立しない関係にあります。従いまして、議決権行使書で第1号議案と第6号議案にそれぞれ賛成する旨の議決権行使をされた場合(上記(1)に基づき賛の意思の表示があったものとして取り扱う場合も含む。)は、第1号議案と第6号議案の議決権の行使はそれぞれ無効として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tosho.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tosho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には、記載しておりません。会計監査人、監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業体質強化のための内部留保にも配慮しながら当期利益の範囲内で積極的に還元することを基本方針といたします。

当期の期末配当につきましては、親会社である凸版印刷株式会社のグループ事業再編に伴い、保有するグループ会社の株式を親会社へ売却したことによる特別利益の発生等を考慮し、普通配当8円に特別配当12円を加えた計20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 20円 総額 855,659,860円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役足立直樹氏が辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期満了の時までとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かね こ しん ご 金子眞吾 (昭和25年11月25日生) 新任	昭和48年 4月 凸版印刷(株)入社 平成15年 6月 同社取締役 平成18年 6月 同社常務取締役 平成20年 6月 同社専務取締役 平成21年 6月 同社代表取締役副社長 平成22年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 重要な兼職の状況 凸版印刷(株)代表取締役社長	0株
取締役候補者とした理由 金子眞吾氏は、印刷業界に幅広い見識を持ち、また、凸版印刷(株)代表取締役社長として経営全般における豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 当社は金子眞吾氏が代表取締役社長を務める凸版印刷(株)と印刷事業等において競業関係にあります。また当社は、同社との間に印刷加工の委託および受託等の取引があります。
2. 当社は凸版印刷(株)の子会社であります。
金子眞吾氏の同社における現在および過去5年間の業務執行状況ならびに地位担当につきましては、上記略歴のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役矢部隆三氏が任期満了になりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>お ぜき じゅん 尾 関 純 (昭和31年4月3日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和54年 4月 東京国税局入局</p> <p>昭和59年 1月 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社</p> <p>昭和61年 3月 公認会計士登録</p> <p>平成16年 5月 有限責任 あずさ監査法人代表社員</p> <p>平成28年 7月 公認会計士尾関会計事務所代表 (現任)</p> <p>平成29年 6月 (株)テクノメディカ取締役監査等委員 (現任)</p>	0株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>尾関純氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門知識と財務に関する知見により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 尾関純氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 尾関純氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役候補者である尾関純氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、社外監査役候補者である尾関純氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力については、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かわ また なお たか 川 俣 尚 高 (昭和40年5月1日生)	平成 6年 4月 弁護士登録 平成 6年 4月 丸の内総合法律事務所入所 (現任) 平成27年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成28年 6月 当社補欠監査役 (現任) 平成28年 6月 トレックス・セミコンダクター(株)社外取締役 (現任) 平成29年 6月 日本製粉(株)社外取締役 (現任)	0株
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p> <p>川俣尚高氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識と法律に関する知見により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き補欠監査役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 川俣尚高氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は、同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は平成30年3月期で180万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
2. 川俣尚高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、補欠監査役候補者である川俣尚高氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役足立直樹氏および監査役矢部隆三氏の在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あ だち なお き 足 立 直 樹	平成17年 6月 当社取締役 平成19年 6月 当社取締役相談役 (現任)
や べ りゅう ぞう 矢 部 隆 三	平成22年 6月 当社常勤監査役 平成27年 6月 当社監査役 (現任)

〈株主提案（第6号議案から第8号議案まで）〉

第6号議案から第8号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

なお、提案株主から通知された提案の議案および議案の要領は、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第6号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第106期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、金280円を配当する。

なお、この場合の配当総額は、280円に平成30年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月に開催される定時株主総会の開催日の翌日

2. 提案の理由

当社は、昨年12月末現在で、現預金約63億円、（短期）有価証券約209億円、そして約428億円の投資有価証券を保有しており、有利子負債は8億円に過ぎません。これら現金類似資産の合計額の約692億円は、それぞれ当社の純資産の約90%及び時価総額の約162%（本年4月26日現在）に相当する巨額なものとなっています。

当社は、一昨年9月に保有する株式会社リクルートホールディングス（以下「リクルート」といいます。）株式の半分を売却しており、その税引後の手取り額は、約121億円程度と算定されますので、この金額を配当していただきたいと考えます。つきましては、前記の「提案の内容」に記載のとおり、一株当たり280円（総額約120億円）の配当を求めます。

なお、昨年2月に発表された中期経営計画では、平成29年度からの3年間で事業構造転換に100億円及び事業領域拡大に200億円と合計300億円を投資するとしていました。しかしながら、事業構造転換については、少なくとも平成29年12月末までの9か月間で例年以上の投資は実行されておりません。また、当社の過去5年のROEは、リクルート株式を売却して特別利益を計上した平成29年3月期を除き、1%を下回っており、当社が公表している予想当期純利益及び平成29年3月31日と平成29年12月31日時点の平均自己資本によれば、平成30年3月期も1%程度と予想されます。本当に100億円もの巨額な投資が必要でそれに見合ったリターンが見込めるのであれば、速やかに事業構造転換のために投資を行って現在の事業の利益率を改善していただきたいと考え

ます。

また、公表されている限りでは、事業領域拡大への投資もごく僅かな額です。当社は凸版印刷株式会社の子会社であり、本来その事業領域拡大への大規模な投資は、凸版印刷グループとして決定すべきと考えられます。当社単独で事業領域拡大に200億円（これは平成29年12月末時点での純資産の30%近くにも及ぶ金額です。）もの投資を行うことは過大と言わざるを得ません。実際、平成30年3月期に当社が実行したM&Aは、当社の事業領域に隣接する教科書等の出版業を営む会社を取得対象とした小規模なもので取得価額は約11億円でしたが、これが適切な投資規模であると考えます。

前記の通り、当社は、昨年末現在で約700億円の現金及び現金類似物を保有しております。保有する残りのリクルート株式等の有価証券を売却し、有価証券売却益に係る税金を控除しても、手元の現金及び現金類似物だけで582億円が残る見込みであり、仮に当社の事業構造転換のための投資を100億円の規模で行ったとしても、400億円以上の株主還元が可能です。そこで、今期に加えて来期と再来期も一株当たり金280円程度の配当を継続して支払うことが期待されます。そうすれば、三期合計で約363億円の株主還元となり、ROEが非常に低い一因である大き過ぎる純資産を大幅に縮小させることも可能となります。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、会社提案の第1号議案のとおり、剰余金につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業体質強化のための内部留保にも配慮しながら当期利益の範囲内で積極的に還元することを基本方針といたします。当期は、期末配当1株につき普通配当8円に特別配当12円を加えた計20円（総額8億55百万円）を提案しております。

当社は、事業環境の変化に対応し、企業価値の向上を目指すため、中期経営計画を策定し、その実現のために内部留保や政策保有株式の一部売却資金を使用し、平成29年度から3年間で総額300億円の投資を行い、既存事業の構造転換を図るとともに、新たな市場を創出することにより、収益力の強化に取り組んでおります。

なお、当社は、一昨年に政策保有株式の一部を売却いたしました。その売却益の大部分（100億円）は、当社の中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資に備えるため、別途積立金として積み立てることを昨年の株主総会でご承認を得ております。

当社としましては、今後とも積極的な株主還元而努力を怠りませんが、内部留保を成長投資に活用し、当社の企業価値の向上を図ることが株主の皆様の中長期的な利益に寄与するものと判断しますので、普通株式1株当たり金280円を配当する本議案に反対いたします。

第7号議案 任意の指名委員会及び報酬委員会の設置に係る定款変更の件

1. 変更の内容

現行の定款に以下の条文を新設し、第33条以降の条数を4条ずつ繰り下げる。

(指名委員会及び報酬委員会の設置)

第33条 取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会（以下「両委員会という。」）を設置する。

(選任方法等)

第34条 両委員会の委員は、当会社の定時株主総会が終了した後に開催される取締役会において選任されるものとする。

2. 両委員会は、それぞれ3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役とする。
3. 両委員会の委員長は、それぞれ取締役会で指名された独立社外取締役とする。
4. 両委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができるものとする。

(指名委員会への諮問事項)

第35条 指名委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会に答申するものとする。

- (1) 株主総会に提出する取締役候補の選任または取締役の解任に関する議案
- (2) 代表取締役の選定及び解任
- (3) その他、当会社の取締役選解任に関する事項で、取締役会から諮問されるもの

(報酬委員会への諮問事項)

第36条 報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会に答申するものとする。

- (1) 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案
- (2) 業績に連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合など、取締役の報酬制度の設計
- (3) 取締役ごとの具体的な報酬額
- (4) その他、当会社の取締役報酬に関する事項で、取締役会から諮問されるもの

2. 提案の理由

東京証券取引所の規則にもなっているコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」と言います。）は近日中に改訂され、「補充原則4-10①」においては、「取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである」と規定される予定です。この新たな

改訂版のコードに対応すべく、指名・報酬委員会の設置方針を定めるものです。

また、当社は凸版印刷株式会社の子会社であり、取締役の13名中6名及び監査役の3名中3名が凸版印刷株式会社の出身です。そのような状況のなか、親会社の意向のみに左右されない取締役の選解任と報酬決定が重要であると考えられます。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則である「株主の権利・平等性の確保」「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」「適切な情報開示と透明性の確保」「取締役会等の責務」「株主との対話」を着実に実行することで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れるものと考えております。そのためには、社会情勢や事業環境の変化等を踏まえて、機動的にコーポレートガバナンス体制の構築や諸施策を実施することが重要と考えております。

当社は、任意の諮問委員会の設置も含めた組織体制や諸施策を社外取締役3名の意見も尊重して、取締役会で機動的に決定していく必要があると考えております。

当社といたしましては、提案株主様がご提案のように任意の諮問委員会を定款で一律的に定めるのではなく、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを取締役会で検討してまいりますので、定款で定めることに反対いたします。

第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

1. 変更の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、上記の第33条から第36条までの（指名委員会及び報酬委員会の設置）に係る定款変更議案が否決された場合は、第55条を第51条と読み替える。

第8章 政策保有株式

（政策保有株式の売却）

第55条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式は、第107期から第109期までの3期中に、速やかに売却するものとする。

2. 提案の理由

コード「原則1―4」においては、「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである」として「政策保有株式の縮減」との文言が新たに明示される予定です。この新たな改訂版のコードに対応すべく、定款で3年以内に政策保有株式を売却する方針を定めるものです。

平成29年3月31日現在で、当社が純投資目的以外の目的で保有している上場株式（以下「政策保有株式」といいます。）は、25銘柄、計約280億円に上ります。前記の通り、これらのうち主なものは、リクルート株式であり、平成29年12月末の投資有価証券は約428億円です。当社が現在保有する政策保有株式を早期に全て売却し、さらにその他の投資有価証券も売却して、その売却代金を当社の株主価値向上のために使っていただきたいと考えます。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取引先との関係強化を図るため、取締役会の決議により主要得意先の株式を取得しております。また、保有している株式は、取締役会で定期的にその保有合理性を判断しております。

取締役会では、当社が保有する株式は、企業価値の向上につながるものと判断しておりますので、提案株主様からのご提案の定款を一部変更し、3年以内に全ての上場株式を売却することは、当社の事業に支障が生じる恐れがあるだけでなく、当社の企業価値を損なう恐れがあります。

以上のことから、当社保有株式の取扱いを定款で一律的に定めることは、当社の企業価値および株主の皆様の中長期的な利益を損なうことにもなりかねませんので、本議案に反対いたします。

以 上

[添付書類] **事業報告** (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や個人消費、雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。印刷業界におきましては、インターネット広告を中心とした企業の広告宣伝費の拡大や電子書籍が増加するなど急速にデジタル化が進む一方で、ペーパーメディア需要は減少し、依然として厳しい経営環境が継続しました。

このような環境の中で当社グループは、情報に付加価値を提供してお客様へ届ける「情報をデザインする企業」への変革を目指し、平成29年2月に公表しました中期経営計画に掲げた「市場変化を見据えた事業構造転換」「新しい市場創出に向けた積極投資」「文化・教育分野の事業領域拡大」について取り組んでまいりました。

事業構造の転換については、全社的な業務効率の改善を図るため、業務システムの刷新に向けた見直しに継続的に取り組んでまいりました。生産部門では、生産効率改善に向けて、沼津工場・川越工場での物流動線の見直しや設備更新を進めるとともに、多能工化による流動的な人財活用を行ってまいりました。

新しい市場創出に向けては、平成30年度稼働予定の小ロットに対応した高品質なデジタル印刷機導入の検討を進めました。また、販売促進分野におけるノウハウを共有し、デジタルメディアとペーパーメディアを融合した新たな販売促進支援サービスの提供を目指して、販売促進ソリューションの企画・開発に強みを持つ株式会社CDGと業務提携に向けた協議を開始しました。

文化・教育分野においては、高校向けの英語・国語の教科書や参考書などの教材を中心に出版している株式会社桐原書店を子会社化するとともに、小学校・中学校向けの教科書を出版する学校図書株式会社とのシナジー効果を高めるため、両社を統括する持株会社として株式会社KGエデュケーションホールディングスを設立し、教育ソリューション事業の拡大に向けた体制整備を行いました。また、成長意欲の高い社会人向けの自発的な学習のためのモバイルラーニングサービス「BIZSTEP (ビズステップ)」の提供をスタートし、教育コンテンツの拡充を図ってまいりました。

また、仕事に対するコミットメントを高め、個人の能力を最大限に活かすため、販売部門に「目標管理制度 (MBC)」を導入し、お客様と課題を共有し、新たなソリューションを創造できる人財の育成を目指した職能別研修を実施しました。あわせて、仕事を通じて従業員が「働きがい」が感じられる職場環境を整備する取り組みを開始するとともに、従業員の健康の維持増進に努め、「健康経営優良法人2018～ホワイト500～」の認証を取得しました。

以上のように、経営全般にわたる諸施策を実施しました結果、教育ソリューション事業の売上高、営業利益は株式会社桐原書店の連結子会社化により前期より増加しましたが、出版市場の縮小やデジタル化の進展により情報デザイン事業の売上高、営業利益が前期より減少し、当社グループの通期の業績は、売上高は536億8千4百万円（前期比0.3%減）、経常利益は5億7千7百万円（前期比26.7%減）、特別利益に投資有価証券売却益7億4千8百万円、退職給付制度改定益2億7千1百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は8億7千5百万円（前期比91.8%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(情報デザイン事業)

出版印刷分野では、学習参考書や教科書などが増加したものの、雑誌、コミック、単行本などが減少した結果、当分野の売上高は325億8千4百万円(前期比4.7%減)となりました。

マーケティング分野では、カタログ・パンフレットなどが増加したものの、POP、ノベルティなどが減少した結果、当分野の売上高は170億4百万円(前期比3.9%減)となりました。

その結果、当事業の売上高は495億8千8百万円（前期比4.4%減）となりました。

(教育ソリューション事業)

平成29年11月より株式会社桐原書店を連結子会社化した結果、当事業の売上高は、40億9千6百万円(前期比109.1%増)となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

区 分		第105期 (前期)		第106期 (当期)		前期比 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報デザイン事業	出版印刷 分 野	34,185	63.5	32,584	60.7	△ 4.7
	マーケティング 分 野	17,697	32.9	17,004	31.7	△ 3.9
	小 計	51,883	96.4	49,588	92.4	△ 4.4
教育ソリューション事業		1,958	3.6	4,096	7.6	109.1
合 計		53,842	100.0	53,684	100.0	△ 0.3

(注) 当社は、第106期からセグメントの名称を変更しました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資額は、ソフトウェアを含め15億9千5百万円で、主に効率化を目的とした設備の更新によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、国内外の政治、経済情勢に不透明さが残るものの、引き続き緩やかな回復基調が続くと思われまます。印刷業界におきましては、ペーパーメディアのデジタルシフトはますます加速し、また教科書・参考書等の教育分野についても少子化の影響が懸念されるなど、依然として難しい経営環境が継続するものと思われまます。

このような事業環境下において当社グループは、情報に付加価値を提供してお客様へ届ける「情報をデザインする企業」への変革を目指し、引き続き「市場変化を見据えた事業構造転換」「新しい市場創出に向けた積極投資」「文化・教育分野の事業領域拡大」に取り組んでまいりまます。

事業構造の転換については、営業部門と生産部門の情報共有による業務効率の最適化を図るための新業務システム導入に向け、設計・開発を進めるとともに、物流改革プロジェクトを組織化し、物流収支の改善に取り組んでまいりまます。また、製造部門においては、プリプレス部門では、お客様の業務負荷軽減を図るためのWEB校正システムの活用、工場部門では、市場に応じた生産体制の見直しによる内製率向上、省力化設備導入などによる原価低減を進めてまいりまます。

新しい市場創出に向けた取り組みについては、小ロット印刷に対応した高品質なデジタル印刷システム「デジタルショートラン(デジタル印刷機を活用した印刷ビジネスモデル)」を導入し、市場のニーズに対応したサービスの提供を目指してまいりまます。また、販売促進ソリューション分野のパートナー企業と業務提携を行うなど、新たな顧客層の開拓をいたしまます。

文化・教育分野においては、学校図書株式会社と株式会社桐原書店の販売チャネルや商品等のリソースを活用し、グループシナジーの最大化に取り組んでまいりまます。今後とも、幼児から大人まで幅広い年齢層をターゲットとした教育システムの開発提供を目指し、M&Aを含む積極投資で事業領域の拡大を図ってまいりまます。

さらに、管理職層に対する人事制度を総合的に見直し、「職能資格制度」から会社が求める職責に応じて格付ける「役割等級制度」へ移行するとともに、従来からの階層別研修プログラムに加え、職能別研修やテーマ別研修のプログラムを充実させ、経営環境の変化に適應できる人財育成を目指してまいりまます。また、引き続き「働き方改革」の実施に加え、従業員一人ひとりが「働きがい」を感じられる職場づくりに積極的に取り組んでまいりまます。

これらの施策を強力に推し進め、顧客満足度向上に向け、創造的な事業活動への変革を推進し、情報に付加価値を提供して顧客に届ける「情報をデザインする企業」へ進化・発展してまいりまます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげまます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (平成27年3月期)	第104期 (平成28年3月期)	第105期 (平成29年3月期)	第106期(当期) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	55,692	55,271	53,842	53,684
経常利益 (百万円)	843	911	788	577
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	370	463	10,687	875
1株当たり当期純利益 ^(円)	4.32	5.42	124.88	20.46
総資産 (百万円)	92,328	90,536	101,614	107,864
純資産 (百万円)	61,239	59,603	66,970	75,943

(注) 平成29年10月1日付で当社普通株式2株を1株に併合いたしました。1株当たり当期純利益につきましては、当連結会計年度の期首に株式併合が行われたものと仮定して、算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、凸版印刷株式会社であり、同社は、当社の株式を22,002,461株（持株比率51.42%）保有しております。当社と親会社との間に印刷加工の委託および受託の取引があります。これらの取引条件および取引条件の決定方法については、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。当社取締役会としては、凸版印刷株式会社との取引について当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関西図書印刷株式会社	30 ^{百万円}	65.00%	新聞印刷業務
株式会社KGエデュケーションホールディングス	10	100.00	教育ソリューション事業の統括管理業務
学校図書株式会社	50	100.00	小学校・中学校用図書の編集・出版業務
株式会社桐原書店	96	51.00	高校用図書の編集・出版業務

(注) 当社の連結子会社は、上記4社を含む6社であります。

③ 重要な企業結合等の状況

- 1) 当社は、文化・教育分野の事業領域拡大を目的として、平成29年11月15日に株式会社桐原書店の株式を51%取得し、連結子会社化しました。
- 2) 当社は、教育ソリューション事業を統括管理するため、平成30年1月11日に株式会社KGエデュケーションホールディングスを設立しました。
- 3) 当社は、学校図書株式会社が財務体質の改善等を目的として、平成30年1月29日に実施した第三者割当増資を全額引き受け、同社の株式を100%取得しました。
- 4) 当社は、当社が保有する学校図書株式会社および株式会社桐原書店の全株式を平成30年1月29日に株式会社KGエデュケーションホールディングスに譲渡しました。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、情報デザイン事業と教育ソリューション事業を行っており、主な製品・サービスは次のとおりであります。

区 分		主要製品・サービス
情報デザイン事業	出版印刷分野	雑誌、コミック、単行本、新聞、教科書、学習参考書、文庫、新書、絵本、フリーマガジン、事典、辞書、図鑑など
	マーケティング分野	カタログ、パンフレット、POP、リーフレット、チラシ、カレンダー、フリーペーパー、ノート、文具、DM、有価証券、デジタルメディア、カードなど
教育ソリューション事業		教科書、教科書指導書、教科書準拠図書・教材、副読本、一般図書、学習用ソフトウェア、学習用デジタルコンテンツ、語学留学サービスなど

(8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都北区東十条三丁目10番36号
第一出版営業統括本部	東京都北区
第二出版営業統括本部	東京都北区
商印営業統括本部	東京都北区、大阪市福島区、名古屋市中村区、静岡県沼津市
プ リ プ レ ス 本 部	東京都北区
沼 津 工 場	静岡県沼津市
川 越 工 場	埼玉県川越市

② 子会社

名 称	所 在 地
関 西 図 書 印 刷 株 式 会 社	大阪府茨木市
茨 木 工 場	大阪府茨木市
神 戸 工 場	神戸市北区
京 都 工 場	京都府八幡市
株式会社KGエデュケーションホールディングス	東京都北区
学 校 図 書 株 式 会 社	東京都北区
株 式 会 社 桐 原 書 店	東京都新宿区

- (注) 1. 当社は、文化・教育分野の事業領域拡大を目的として、平成29年11月15日に株式会社桐原書店の株式を51%取得し、連結子会社化しました。
2. 当社は、教育ソリューション事業を統括管理するため、平成30年1月11日に株式会社KGエデュケーションホールディングスを設立しました。

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,617名	88名増	42.5歳	18.2年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250 ^{百万円}
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,133,904株（うち自己株式350,911株を含む）
- (3) 株主数 4,302名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
凸版印刷株式会社	22,002 ^{千株}	51.42%
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,164	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・DIC株式会社口）	3,064	7.16
東洋インキSCホールディングス株式会社	1,157	2.70
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	743	1.73
三井住友信託銀行株式会社	699	1.63
図書印刷従業員持株会	624	1.45
立花証券株式会社	588	1.37
株式会社学研ホールディングス	505	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	405	0.94

(注) 持株比率は、自己株式(350,911株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。また、同日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成30年3月31日現在)

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	沖 津 仁 彦	
代表取締役社長	川 田 和 照	
取締役副社長	高 坂 範 之	社長補佐及びCSR本部、人事労政本部、関係会社担当
専務取締役	矢 野 誠 之	財務本部、業務改革プロジェクト担当
常務取締役	藤 野 俊 二	事業推進本部長及び事業戦略本部、クリエイティブ・センター担当
常務取締役	稲 川 好 昭	全社営業統轄
取締役相談役	足 立 直 樹	凸版印刷株式会社代表取締役会長
取 締 役	太 田 貴 久	工場統括本部長
取 締 役	大 内 哲 夫	生産統括本部長及び技術開発本部、プリプレス本部担当
取 締 役	岡 沢 宏 和	第二出版営業統括本部長
取 締 役	北 村 信 彦	公認会計士、前田道路株式会社社外監査役
取 締 役	大 野 仁	
取 締 役	内 藤 平	弁護士
常勤監査役	杵 村 勝 博	
常勤監査役	菅 原 健 司	
監 査 役	矢 部 隆 三	

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第105回定時株主総会で、岡沢宏和氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成29年6月29日開催の取締役会で、藤野俊二、稲川好昭の両氏は常務取締役に選定され、就任いたしました。
3. 平成29年6月29日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、宮川典久氏は任期満了により、取締役を退任いたしました。
4. 取締役北村信彦、大野仁、内藤平の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役杵村勝博、矢部隆三の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役菅原健司氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役北村信彦、内藤平の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

8. 平成29年6月29日開催の第105回定時株主総会で、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として川俣尚高氏が選任されております。
9. 平成30年4月1日付で、次のとおり取締役の担当に異動がありました。
- 専務取締役 矢野 誠之 財務本部、事業戦略本部、業務改革プロジェクト担当
 常務取締役 藤野 俊二 イノベーション推進本部、DSR推進センター、クリエイティブ・センター、商印営業統括本部担当
 常務取締役 稲川 好昭 社長付全社出版ビジネス担当
 取締役 岡沢 宏和 出版営業統轄

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第32条第2項および第42条第2項の規定に基づき、社外取締役北村信彦、大野仁、内藤平の各氏および社外監査役矢部隆三氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	13名	257 ^{百万円}	うち社外取締役3名20 ^{百万円}
監 査 役	3名	40 ^{百万円}	うち社外監査役2名24 ^{百万円}
合 計	16名	298 ^{百万円}	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は年額60百万円以内とご承認いただいております。
3. 報酬等の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した取締役賞与33百万円を含めております。
4. 報酬等の額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労金63百万円(取締役59百万円、監査役3百万円)を含めております。
5. 当事業年度末日の役員退職慰労引当金の額は、329百万円(取締役309百万円、監査役19百万円)となります。
6. 取締役の人数、報酬等の額には退任取締役1名、4百万円が含まれております。
7. 上記のほか、平成29年6月29日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、退職慰労金として8百万円を支給いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	北村信彦	前田道路株式会社	社外監査役	なし

② 当事業年度における主な活動状況

重要会議での出席状況および発言状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	代表取締役社長 との会合	発言状況
社外取締役	北村信彦	16回/19回	－	－	主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	大野 仁	19回/19回	－	－	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	内藤 平	19回/19回	－	－	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	杵村勝博	19回/19回	15回/15回	1回/ 1回	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	矢部隆三	17回/19回	15回/15回	－	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40 ^{百万円}
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40 ^{百万円}

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人に対して委託している公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

I. 内部統制システムの基本方針

(1) 基本方針

当社は、社会の一員としてその責務を遂行すべく、企業活動の基本となる「企業理念」やそれを実現するための「経営信条」を制定し、公正な企業活動に努める。

また、中長期的な経営構想の「経営方針」や短期的な方針の「年度基本方針」を制定し、当社の果たすべき責務を明確にする。

これらの理念や方針に基づく事業活動を当社自ら監視し、統制するため、当社および子会社の業務執行に関する体制や監査に関する体制を取締役会にて以下のとおり決定する。

(2) 業務執行に関する体制

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務の執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令ならびに「定款」および「取締役会規程」により運営し、取締役は、取締役会決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。

また、監査役は、法令ならびに「定款」、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行の適法性を監査する。

当社は、子会社の取締役については、「図書印刷グループ関係会社事前協議規程」に基づき重要事項に関する協議や報告を受けるとともに、関係会社担当取締役を中心に子会社の重要会議に出席するなど情報共有を図り、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、当該情報の主管部門が法令ならびに「定款」、「取締役会規程」、「稟議規程」、「図書印刷グループ情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」、「インサイダー取引防止管理規程」および「契約業務取扱規程」等に基づき、適切に保存・管理する。

また、取締役および監査役は、職務の執行や監査のため、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務執行の適正を確保するため、協議や報告を必要とする事項を明確化した「図書印刷グループ関係会社事前協議規程」に基づき、報告を受ける。

④ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、職務の執行に際して予想される損失を未然に防止するため、グループ全体で必要な対策や教育を実施する。

さらには、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を推進すると同時に、各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い出しを行い、層別化し、そのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を、未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じる。

万一、多大な損失および信用を失墜するような不祥事等企業価値を大きく毀損するような重大な事態が発生する恐れのある事象が生じた場合には、委員会の委員長および担当取締役は、関係部門や代表取締役社長または子会社の担当取締役および代表取締役と協議し、対応するとともに、必要に応じて経過・対応策・再発防止策を取締役会で報告する。

⑤ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。

また、取締役会を効率的に運営するため、決議または報告すべき事項は、経営会議であらかじめ協議する。

さらに、関係会社担当取締役を中心に子会社の各種重要会議に出席するなど、子会社を含むグループ全体の経営効率の向上を図るとともに、経営施策の実効性を高める。

⑥ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「図書印刷グループ行動指針」を定め、子会社についても同行動指針を適用または業態にあわせて一部修正のうえ準用し、この周知徹底を図ることで使用人の職務の執行の適法性を確保する。そのために、コンプライアンスを推進するCSR推進部を設置し、子会社のコンプライアンス関連部門と連携し、グループ全体の法令順守体制の維持・向上と法令順守意識の高揚に努める。

また、「職務分掌・権限規程」を策定し、各職務を明確にする。加えて、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社および子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役、および監査役に報告する体制を構築する。

さらに、法律事務所を窓口とした内部通報制度である「図書印刷グループヘルプライン」を設置し、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行う。業態の異なる子会社についても、同様の仕組みを導入することにより、適切な対応を行う。

⑦ 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および子会社からなるグループとしての業務適正を確保し、当社および子会社の業態にあわせて制定された「企業理念」「経営信条」「行動指針」を尊重した経営を行い、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

なお、当社は、親会社の企業理念を尊重しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

(3) 監査に関する体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務の遂行のため補助すべき使用人を求めた場合は、適任者を配し、監査役の監査を補助する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人選等は、監査役の意見を尊重する。

② 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の指揮命令は、監査役に属するものとする。

また、監査役職務を補助すべき使用人の人事処遇等は、監査役の意見を尊重する。

③ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指示により、各種会議への出席や業務執行部門からの報告を求めることができる。

④ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、代表取締役と経営課題や監査上の重要課題等について、定期的に会合を開催し、意見交換を行うとともに、法令に定める事項のほか協議により定めた報告すべき事項について、取締役および使用人から報告を受ける。

⑤ 子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、必要に応じて子会社の取締役および使用人から直接報告を受けることができる。また、子会社の取締役および使用人から報告を受けた当社取締役および使用人からも報告を求めることができる。

⑥ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、その報告が客観的で合理的な根拠に基づき信じたもので誠意あるものである限り、「図書印刷グループ内部通報規程」を準用し、当該報告したことを理由としてなんらの不利益な措置をとらない。

⑦ **監査役職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。

⑧ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、グループ監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。また、弁護士その他外部の専門家の意見を必要に応じ聴き、情報交換を行う。

(4) 財務報告に関する体制

当社は、グループの財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセスおよびその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業理念」「経営信条」に基づき、市民社会の安全・秩序の維持に貢献するため、また、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備を進める。

そのために、反社会的勢力の排除について「図書印刷グループ行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除方針」を制定し、従業員に周知徹底する。また、「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力からの接触を回避する他、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、情報収集および社内体制の整備を図る。

II. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程に基づき適法に運営されており、毎月定例取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催して意思決定を行っており、平成29年4月以降、合計19回の取締役会を開催しております。原則として毎月经営会議を開催し、取締役会付議事項について事前に協議しております。

また、グループ全体の適法性を確保し、経営効率を向上させるため、関係会社担当取締役のほかに財務・事業戦略等を担当する取締役が、子会社の取締役会、経営会議、業績報告会等の重要会議に出席しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、当社グループの行動規範である「図書印刷グループ行動指針」を、全従業員が携行する小冊子に掲載するほか、社内イントラネットで常に閲覧できる状態にするとともに、階層別研修等の機会を利用して従業員への教育を行っております。

また、内部監査室が内部監査規程に基づき、年間を通じて監査を行い、その結果を取締役会、代表取締役に報告しております。

(3) リスクマネジメント体制

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、各担当取締役がリスクマネジメントシートにより事業上のリスクを定期的に抽出して把握するとともに、リスクマネジメント委員会を半期に1回開催して当社および子会社の重大な損失の危険の発生を防止するための措置を講じております。

(4) 監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や経営会議といった重要会議に出席することにより、取締役および使用人等から必要な情報を得るほか、代表取締役と年1回の会合を開催し、意見交換を行っております。

また、主要部門との情報交換会を毎月1回開催するとともに、定期的にグループ監査役会を開催して監査役監査のグループ実効性を高めております。あわせて、会計監査人とは四半期に1回、内部監査室とは毎月1回の会合を開催して、情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額	
売上高		53,684
売上原価		44,728
売上総利益		8,956
販売費及び一般管理費		8,900
営業利益		55
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	496	
その他	78	585
営業外費用		
支払利息	6	
控除対象外消費税等	22	
投資事業組合運用損	23	
その他	10	63
経常利益		577
特別利益		
固定資産売却益	52	
投資有価証券売却益	748	
退職給付制度改定益	271	1,072
特別損失		
固定資産除売却損	150	
投資有価証券評価損	89	
固定資産撤去費用	38	
退職特別加算金	43	
その他	17	339
税金等調整前当期純利益		1,310
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	144	267
当期純利益		1,043
非支配株主に帰属する当期純利益		167
親会社株主に帰属する当期純利益		875

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,898	16,489	18,055	△ 203	48,240
当期変動額					
剰余金の配当			△ 342		△ 342
親会社株主に 帰属する当期純利益			875		875
自己株式の取得				△ 6	△ 6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	0	533	△ 6	526
当期末残高	13,898	16,489	18,588	△ 209	48,767

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,365	－	118	18,483	245	66,970
当期変動額						
剰余金の配当						△ 342
親会社株主に 帰属する当期純利益						875
自己株式の取得						△ 6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,501	0	87	7,589	857	8,446
当期変動額合計	7,501	0	87	7,589	857	8,973
当期末残高	25,866	0	206	26,073	1,103	75,943

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	41,014	流動負債	15,885
現金及び預金	3,471	支払手形	2,663
受取手形	5,583	電子記録債権	7,357
売掛金	9,305	買掛金	2,908
有価証券	20,900	未払金	200
商品及び製品	73	未払費用	1,102
仕掛品	673	未払法人税等	126
原材料及び貯蔵品	285	預り金	147
前払費用	17	賞与引当金	427
関係会社短期貸付金	40	役員賞与引当金	33
繰延税金資産	271	設備関係支払手形	537
その他	420	その他	381
貸倒引当金	△ 27	固定負債	13,202
固定資産	63,483	長期借入金	350
有形固定資産	18,937	退職給付引当金	2,052
建物	7,452	役員退職慰労引当金	329
構築物	184	資産除去債務	65
機械及び装置	4,441	繰延税金負債	10,401
車両運搬具	15	その他	3
工具、器具及び備品	181	負債合計	29,088
土地	6,661	純資産の部	
無形固定資産	263	株主資本	49,542
ソフトウェア	235	資本金	13,898
その他	28	資本剰余金	16,489
投資その他の資産	44,282	資本準備金	12,992
投資有価証券	40,796	その他資本剰余金	3,496
関係会社株式	29	利益剰余金	19,364
関係会社長期貸付金	3,354	利益準備金	604
その他	239	その他利益剰余金	18,760
貸倒引当金	△ 136	固定資産圧縮積立金	19
		別途積立金	15,040
		繰越利益剰余金	3,700
		自己株式	△ 209
		評価・換算差額等	25,866
		その他有価証券評価差額金	25,866
		純資産合計	75,409
資産合計	104,498	負債・純資産合計	104,498

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金 額	
売 上 高		45,348
売 上 原 価		38,592
売 上 総 利 益		6,756
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,939
営 業 損 失		183
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
有 価 証 券 利 息	8	
受 取 配 当 金	516	
そ の 他	85	619
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	22	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	23	
そ の 他	3	56
経 常 利 益		379
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	40	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	748	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,046	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	323	2,157
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	139	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	89	
固 定 資 産 撤 去 費 用	38	
退 職 特 別 加 算 金	43	309
税 引 前 当 期 純 利 益		2,227
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	103	115
当 期 純 利 益		2,111

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	13,898	12,992	3,496	604	21	5,040	11,929
当期変動額							
剰余金の配当							△ 342
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 2		2
当期純利益							2,111
自己株式の取得							
自己株式の処分			0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						10,000	△10,000
当期変動額合計	-	-	0	-	△ 2	10,000	△ 8,228
当期末残高	13,898	12,992	3,496	604	19	15,040	3,700

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 203	47,780	18,365	66,145
当期変動額				
剰余金の配当		△ 342		△ 342
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		2,111		2,111
自己株式の取得	△ 6	△ 6		△ 6
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	7,501	7,501
当期変動額合計	△ 6	1,762	7,501	9,264
当期末残高	△ 209	49,542	25,866	75,409

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

函 書 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大嶋 幸児 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、函書印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、函書印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

図書印刷株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大嶋 幸児 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、図書印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査役会の監査報告書 謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

図書印刷株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 杵村勝博 ㊟

常勤監査役 菅原健司 ㊟

監査役（社外監査役） 矢部隆三 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内略図

図書印刷株式会社 本社 東京都北区東十条三丁目10番36号



[最寄駅] 東京メトロ南北線「王子神谷駅」出口1より徒歩3分